

広島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年八月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程（平成十四年広島県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第2条関係）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

____年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

氏名：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）
〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

（略）

改正前

別記様式第1号（第2条関係）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

平成 ____年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

氏名：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）
〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

（略）

別記様式第2号（第2条関係）

（表面）

県 選 第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）

様

広島県選挙管理委員会 印

貴国会議員関係政治団体_____年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し）について、法第19条の16第3項の規定に基づく開示請求があったので、法第19条の16第5項に基づき、次のとおり提出してください。

1 （略）

2 （略）

3 提出の方法

(1) 初めて提出する場合

上記1に係る少額領収書等を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写し、支出がされた年、支出項目ごとに分類して、提出命令があった日（この通知が貴国会議員関係政治団体に到達した日）から20日以内に提出してください。

なお、提出命令があった日から20日以内に、広島県選挙管理委員会に到達する必要がありますので、余裕を持って郵送等してください。

(2) （略）

（裏面） （略）

別記様式第2号（第2条関係）

（表面）

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）

様

広島県選挙管理委員会 印

貴国会議員関係政治団体平成_____年分収支報告書に係る少額領収書等の写し（政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し）について、法第19条の16第3項の規定に基づく開示請求があったので、法第19条の16第5項に基づき、次のとおり提出してください。

1 （略）

2 （略）

3 提出の方法

(1) 初めて提出する場合

上記1に係る少額領収書等を複写機により日本工業規格A列4番の用紙に複写し、支出がされた年、支出項目ごとに分類して、提出命令があった日（この通知が貴国会議員関係政治団体に到達した日）から20日以内に提出してください。

なお、提出命令があった日から20日以内に、広島県選挙管理委員会に到達する必要がありますので、余裕を持って郵送等してください。

(2) （略）

（裏面） （略）

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令期間の延長について(通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称 _____
会計責任者の氏名 _____

少額領収書等の写しに係る提出命令(年 月 日付け県選第 号)により通知のあったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

(略)

別記様式第3号（第2条関係）

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令期間の延長について(通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称 _____
会計責任者の氏名 _____

少額領収書等の写しに係る提出命令(平成 年 月 日付け県選第 号)により通知のあったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第19条第1項の規定に基づき、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

(略)

別記様式第3号の2（第2条関係）

年 月 日

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について(通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称 _____
会計責任者の氏名 _____

少額領収書等の写しに係る提出命令(年 月 日付け県選第 号)により通知のあったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

(略)

別記様式第3号の2（第2条関係）

平成 年 月 日

特別な事情による少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について(通知)

広島県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称 _____
会計責任者の氏名 _____

少額領収書等の写しに係る提出命令(平成 年 月 日付け県選第 号)により通知のあったことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり提出期間の延長を申出いたします。

(略)

別記様式第4号（第2条関係）

県 選 第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について(通知)

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けの 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、次のとおり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項の規定に基づき、提出期間の延長の申出がありましたので通知します。

(略)

別記様式第4号（第2条関係）

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について(通知)

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求については、次のとおり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項の規定に基づき、提出期間の延長の申出がありましたので通知します。

(略)

別記様式第5号（第2条関係）

県 選 第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付で請求のあった国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しました。

(略)

別記様式第5号（第2条関係）

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付で請求のあった国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第11項の規定に基づき、次のとおり開示することを決定しました。

(略)

別記様式第6号（第2条関係）

県 選 第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けの 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第12項の規定に基づき、次のとおり、開示しないことを決定しました。

(略)

別記様式第6号（第2条関係）

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る不開示決定通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写しの開示請求について、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第12項の規定に基づき、次のとおり、開示しないことを決定しました。

(略)

別記様式第7号（第2条関係）

県 選 第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について（通知）

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けの 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し
の開示請求については、次のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第
19条の16第13項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長します。

（略）

別記様式第7号（第2条関係）

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について（通知）

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し
の開示請求については、次のとおり、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第
19条の16第13項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長します。

（略）

別記様式第8号 (第2条関係)

県 選 第 号
年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について(通知)

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けの 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し
の開示請求については、次のとおり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第
19条の16第14項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長します。

(略)

別記様式第8号 (第2条関係)

県 選 第 号
平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示決定等の期間の延長について(通知)

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けの平成 年分収支報告書に係る少額領収書等の写し
の開示請求については、次のとおり、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第
19条の16第14項の規定に基づき、開示決定等の期間を延長します。

(略)

別記様式第9号（第2条関係）

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

(略)

1 (略)

2 (略)

3 開示の実施を希望する日
年 月 日

4 (略)

5 (略)

別記様式第9号（第2条関係）

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

(略)

1 (略)

2 (略)

3 開示の実施を希望する日
平成 年 月 日

4 (略)

5 (略)

別記様式第9号の2（第2条関係）

年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

(略)

1 (略)

2 (略)

3 開示の実施を希望する日（閲覧の場合）
年 月 日 ※ 交付・郵送の場合、記入の必要はありません。

4 (略)

5 (略)

※ (略)

別記様式第9号の2（第2条関係）

平成 年 月 日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

(略)

1 (略)

2 (略)

3 開示の実施を希望する日（閲覧の場合）
平成 年 月 日 ※ 交付・郵送の場合、記入の必要はありません。

4 (略)

5 (略)

※ (略)

別記様式第10号（第2条関係）

_____年 月 日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は所在地
連絡先電話番号

(略)

別記様式第10号（第2条関係）

平成 _____年 月 日

少額領収書等の写しに係る更なる開示の申出書

広島県選挙管理委員会 様

氏名又は名称
住所又は所在地
連絡先電話番号

(略)

別記様式第11号（第2条の2関係）

収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

_____年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

住所（法人等の団体にあつては事務所または事業所の所在地）
〒 _____

氏名（法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（ _____ ） _____

(略)

別記様式第11号（第2条の2関係）

収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書

平成 _____年 月 日

広島県選挙管理委員会 様

住所（法人等の団体にあつては事務所または事業所の所在地）
〒 _____

氏名（法人等の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（ _____ ） _____

(略)

別記様式第12号（第2条の2関係）

県 選 第 号
年 月 日

収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間延長通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第2条第4項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。

(略)

別記様式第12号（第2条の2関係）

県 選 第 号
平成 年 月 日

収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間延長通知書

様

広島県選挙管理委員会 印

平成 年 月 日付けで請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第2条第4項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。

(略)

別記様式第13号 (第2条の2関係)

県 選 第 号 年 月 日
収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間特例延長通知書
様
広島県選挙管理委員会 印
____年 ____月 ____日付で請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第2条第5項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。
(略)

別記様式第14号 (第5条関係)

閱 覧 用 紙	
閱 覧 年 月 日	____年 ____月 ____日
(略)	

別記様式第13号 (第2条の2関係)

県 選 第 号 平成 年 月 日
収支報告閲覧対象文書の写しの交付期間特例延長通知書
様
広島県選挙管理委員会 印
____平成 ____年 ____月 ____日付で請求のあった収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求については、政治資金規正法、公職選挙法及び政党助成法に基づく報告書等の閲覧等に関する規程(平成14年広島県選挙管理委員会告示第49号)第2条第5項の規定により、次のとおり交付の期間を延長します。
(略)

別記様式第14号 (第5条関係)

閱 覧 用 紙	
閱 覧 年 月 日	平成 ____年 ____月 ____日
(略)	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。